

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

広島市長

提出者

住所 広島市中区立町2-23

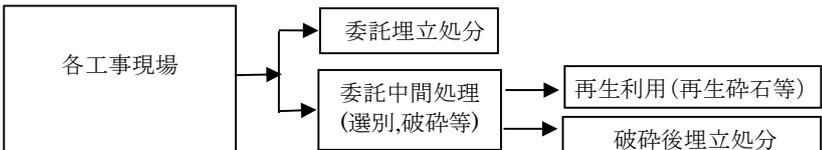
氏名 東亜建設工業株式会社中国支店

執行役員支店長 岡 禎之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-247-6326

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜建設工業株式会社中国支店
事業場の所在地	広島市中区立町2-23
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業 0611 一般土木建築工事業
②事業の規模	前年度中国支店完成工事高 8,337,000,000円
③従業員数	105名（中国支店管内 令和6年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

単位:トン/年

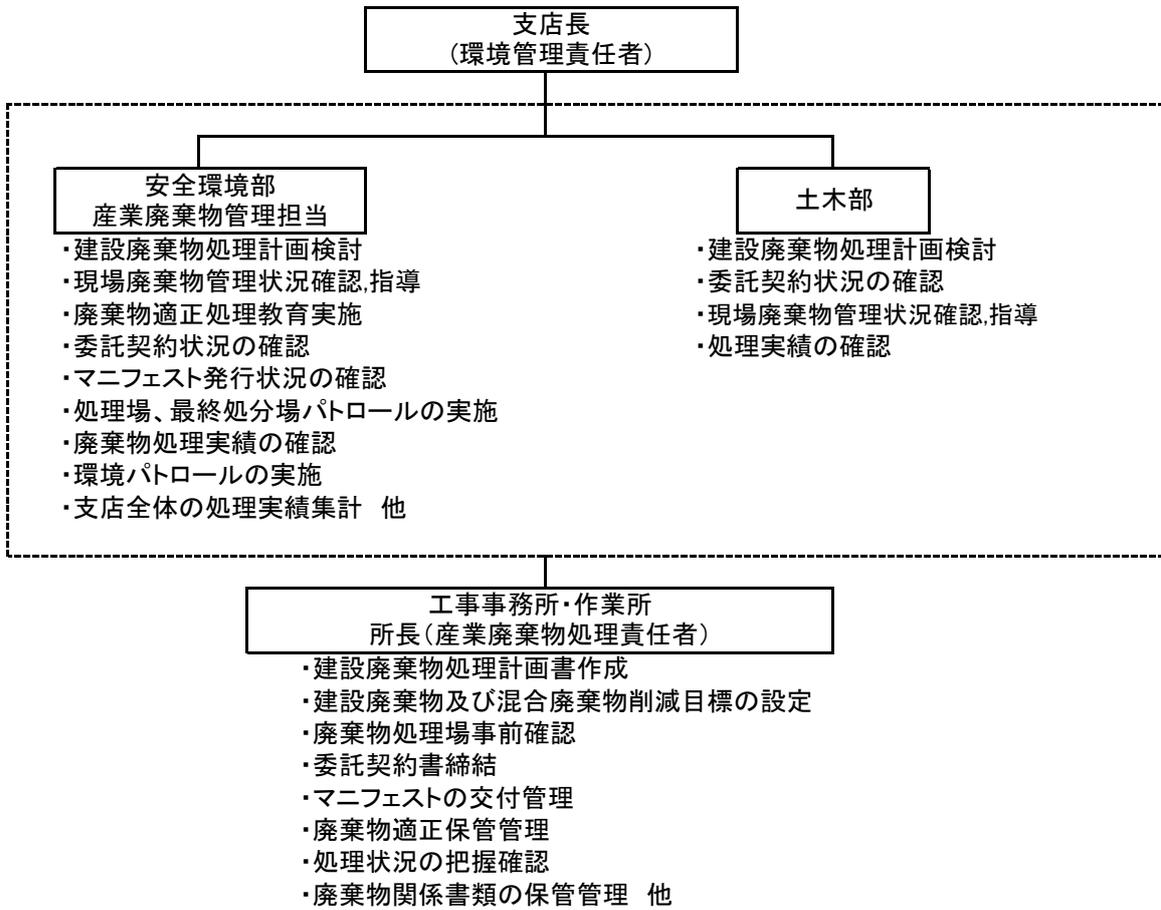
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0.66	0.5									0.66	0.5	0	0.2	0.66	0.5				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ	0.8	0									0.8	0	0.8	0	0.8	0				
廃プラスチック類	12.25	10									12.25	10	12.25	10	12.25	10				
紙くず	2.4	2									2.4	2	2.4	2	2.4	2				
木くず	90.75	90									90.75	90	90.75	90	90.75	90				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	5.65	5									5.65	5	5.65	5	5.65	5				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	1517.42	1000									1517.42	1000	31.82	500	1517.42	1000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	0.26	0.2									0.26	0.2	0.26	0.2	0.182	0.15				
合計	1630.19	1107.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1630.19	1107.7	143.93	607.4	1630.112	1107.65	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工検討段階で廃棄物の発生抑制に関して指導を行う。 ・工事毎に廃棄物排出抑制等の計画を策定し、支店施工管理部門にて確認指導を実施。 ・現場における産業廃棄物削減目標の設定。 ・管理部門は現場が設定した産業廃棄物削減目標の達成に向けた取り組みを環境パトロール等を通じて指導する。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取組をより徹底し効果的な取組とする。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を行っている産廃の種類: がれき類、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、廃アルカリ ・分別ボックスを設置。設置できない場合は土嚢袋等を用いるなど工夫して分別を実施。 ・施工検討会時に分別方法の検討、分別の徹底・強化を指導。 ・現場における混合廃棄物削減目標の設定。 ・管理部門は、パトロール等を通じて分別状況の確認・指導を実施。
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後分別する予定の産廃種類: がれき類、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず ・現状の取組をより効果的な取組とする。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施していない
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の予定なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施していない
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施の予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・実施していない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・実施の予定なし</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・委託業者選定時、優良認定処理業者を優先的に契約する。 ・委託契約締結時の中間処理施設、最終処分場の現地確認を実施。 特に新規取引業者の現地確認実施の徹底。 適正業者確認の上での契約。 ・法令遵守、産廃処理委託に関する勉強会の実施。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・現状の取組をより徹底・強化し、効果的な取組とする。</p>